

帯広市「市長への手紙」公開基準

（目的）

第1条 この基準は、市民と情報を共有し、市民協働のまちづくりの推進及び開かれた市政の実現を目指すため、帯広市（以下「市」という。）に寄せられた「市長への手紙」とそれに対する回答（以下「市長への手紙等」という。）の公開について必要な事項を定める。

（公開の対象）

第2条 公開の対象とする市長への手紙等は、差出人に文書で回答し、かつ、差出人により公開を了承する旨の意思表示が記されているもののうち、その内容が広く市民生活、市民との協働によるまちづくりの参考になるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 特定の個人や団体を誹謗（ひぼう）、中傷、非難するもの
- (2) 手紙の内容から個人が特定され、又は類推・推定されるおそれがあるもの
- (3) 営利・宗教・政治活動を目的としているもの
- (4) すでに公開されているものと概ね同一の内容又は類似しているもの
- (5) その他、公開の目的に適さないと判断したもの

（公開の内容）

第3条 市長への手紙等の公開にあたっては、主旨を変えないように、内容を要約するものとする。なお、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等個人が識別される部分は公開しない。

（公開の方法）

第4条 市長への手紙等の公開は、市ホームページ及び広報紙により行うものとする。

（公開時期）

第5条 市ホームページへの公開は、当該月に回答したものを整理し、翌月末までに行うものとする。また、広報紙への公開は、内容の一部を広報紙年間掲載計画により掲載するものとする。

（公開開始及び期間）

第6条 市長への手紙等の公開は、平成27年4月1日以後に受け付けたものからとする。市ホームページでの公開期間は、原則として公開した年度を含めた5年間とする。